行政処分 等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	横田運送有限会社(法 人番号1260002024094) 代表者横田耕太郎	岡山県総社市中原309-2	本社営業所	岡山県総社市中央1丁目5 番35号	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	第17条第1項第1号及び 同条第4項	令和5年4月14日及び同年6月14日、死亡事故を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行指示書の作成義務違反(安全規則第19条の3第1項)	2	2
	有限会社柘植運送(法 人番号9280002005754) 代表者河野大輔	島根県出雲市大社町遙堪 165番地	本社営業所	島根県出雲市大社町遙堪 165番地	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	(以下「法」)第17条第1 項第1号、同条第4項及 び法第24条	令和5年5月19日及び同年6月15日、酒気帯び 運転を端緒として監査を実施。7件の違反が認 められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全 規則」)第3条第4項)、(2)点呼の定施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第8条、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)事故の届出義務違反(自動車事故報告規則第3条)	1	1
	内外陸運株式会社(法 人番号6240001007782) 代表者垣下八津司	広島県広島市南区出島2 丁目22-14		広島県広島市南区出島2 丁目22-14	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	(以下「法」)第9条第1項 及び法第17条第4項	令和5年4月27日及び同年6月5日、死亡事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)業務記錄の記錄事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第	4	4

	ニチラス運輸株式会社 (法人番号 5270001003466) 代表 者田城敏史	鳥取県米子市富益町56-6	米子	鳥取県米子市富益町57- 5、56-4、56-6	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	(以下「法」)第17条第1 項第1号、同条第4項及 び法第60条第1項	令和5年11月13日、同年11月14日及び同年12 月12日、情報提供を端緒として監査を実施。11 件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則 第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則 第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則 第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則 第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則 第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則 第3条第6項)、(6)運転者等自長の記載事項義務違反(安全規則第5 条)、(6)運転者等自長の記載事項義務違反 (安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督 表別、(8)連転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転 項)、(8)連転者に対する指導監督の記録義務 違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転 者に対する指導監督 系第2項、(10)特定の運転者に対する適性診 断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(111) 事業実績報告書の提出義務違反(貨物自動車 運送事業報告規則第2条)	5	5
20240130	有限会社佐藤運送(法 人番号9240002022373) 代表者佐藤博久	広島県広島市安佐北区あさひが丘6丁目33-7	本社営業所	広島県広島市西区草津港 1丁目9-7	(70日車)及び文書警告	(以下「法」)第9条第1 項、法第17条第1項第1 号及び第4項	令和5年2月10日、同年2月24日、同年3月10日 及び同年4月25日、情報提供を端緒として監査 を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画 の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間 等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3) 疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反 (安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務上違反 (安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第1 (5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5 項、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項、(7)乗務等の記録事項義務違互(安全規則第8条)、(8)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	7	7